

## 幸区役所「展示コーナー」設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、区民が参加し、協働拠点となる区役所づくりを目指し、区民活動の表現の場とするため、幸区役所「展示コーナー」（以下「展示コーナー」という。）を設置し、その運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 展示コーナーは、川崎市庁舎管理規則（昭和43年規則第76号）に基づき、幸区役所1階に設置する。

### (利用日時)

第3条 展示コーナーの利用日時は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた日の、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定に関わらず、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

### (利用者)

第4条 利用者は、自らが制作した作品等の展示を希望する個人又は団体とする。

2 利用者は、展示に必要な設営、撤去及び展示品の管理を行い、それに係る一切の経費を負担するものとする。

3 利用者は、移動した備品類の原状回復を行うものとする。

### (利用備品類)

第5条 展示コーナーには、次の備品類を設置するものとする。

(1) 掲示板

(2) ピクチャーレール

(3) 長机

2 区長は、利用者が前項各号の備品類を破損した場合には、利用者によるその経費を請求できるものとする。

### (利用区分)

第6条 展示コーナーの利用は、各月を前期と後期に区分するものとする。

2 前項に定める区分について、前期は各月の1日から15日までとし、後期は各月16日から月末までとする。

3 前項の区分のうち、利用できる日は、各期における開庁日とする。

4 本条第2項の区分には、展示に必要な設営及び撤去等に要する日数を含むものとする。

5 本条各項の規定に関わらず、区役所が利用する場合においては、この限りではない。

(利用方法)

第7条 展示コーナーを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、定められた期間（以下「申請期間」という。）に申請の上、抽選により、利用者を決定する。

2 申請期間に申請がなされなかった区分については、申請期間終了後に、先着順で申請できるものとする。

(利用手続き)

第8条 申請者は、「展示コーナー利用申請書」（第1号様式）により申請を行うものとする。

2 前条の申請期間は次の各号のとおりとする。

(1) 4月から9月までの利用 1月1日から1月31日までの開庁日

(2) 10月から3月までの利用 7月1日から7月31日までの開庁日

3 申請者は、申請期間に、一つの区分の申請を行うことができるものとする。

4 区長は、利用を許可した場合には、申請者に「展示コーナー利用許可証」（第2号様式）を交付するものとする。

(利用制限)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 政治、宗教又は営利目的で利用すること。

(2) 許可されていない内容、期間又は場所等で展示すること。

(3) 施設等を汚損する行為をすること。

(4) その他施設の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

2 区長は、利用者が前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある行為をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

(広報物の掲出)

第10条 市民活動を主たる目的として活動する団体等が、広報物の掲出を希望する場合は、事前に「幸区役所広報用設備利用申請書」（第3号様式）に広報物を一部添えて区長あて申請する。

2 掲出期間は、6月を超えない範囲とする。

3 利用を希望する団体が多数の場合は、まちづくり推進部地域振興課において調整する。

(庶務)

第11条 展示コーナーに関する庶務は、まちづくり推進部地域振興課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、展示コーナーに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

(幸区展示スペース設置運営要綱の廃止)

第2条 幸区展示スペース設置運営要綱は、この要綱の施行と同時に廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

第1号様式

幸区役所「展示コーナー」  
利 用 申 請 書

年 月 日

(あて先) 幸 区 長

申請者名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

次のとおり、幸区役所「展示コーナー」の利用を申請します。

団体名			
代表者名		代表者 連絡先	( )
展示期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで		
展示内容			
利用備品類 (利用備品にチェック してください)	<input type="checkbox"/> 掲示板 <input type="checkbox"/> ピクチャーレール <input type="checkbox"/> 長机		

第2号様式

幸区役所「展示コーナー」  
利 用 許 可 書

\_\_\_\_\_様

次のとおり、幸区役所「展示コーナー」の利用を許可します。

展示期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで		
展示内容			

許可年月日： 年 月 日 幸 区 長

幸区役所

広報用設備利用申請書

年 月 日

(あて先) 幸区長

次のとおり、幸区役所の広報用設備の利用を申請します。

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
申請者 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

利用設備	<input type="checkbox"/> チラシラック <input type="checkbox"/> その他 ( )
利用希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日

○回転式ラック：大きさはA4版とし、枚数は50枚程度とします。

※広報物1部を別に用意してください。

※注意事項

- ・ 掲出期間は、6月を超えない範囲とします。
- ・ 備え付けの設備が故障した場合は、まちづくり推進部地域振興課までお知らせください。
- ・ 利用目的が認められていない場合や職員の指示に従わない場合は、利用をお断りすることがあります。